

## 川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第17項に規定する共同生活援助の事業を市内で実施する法人（以下「事業者」という。）が設置する又は設置しようとする共同生活住居（以下「共同生活住居」という。）の新築又は改修に要する経費に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業者が共同生活住居を新築する事業
- (2) 事業者が既存建物を共同生活住居として改修する事業
- (3) 事業者が既に共同生活援助事業を運営している共同生活住居を改修する事業

### (補助対象者等)

第3条 この補助金の対象者は事業者とし、対象となる共同生活住居は、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金選定委員会設置要綱（24川健障計第339号）に基づく川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）で承認を受けた共同生活住居とする。

### (補助基準等)

第4条 補助基準額、補助対象経費及び補助額の算定は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業にかかる収支予算書
- (3) 定款及び運営規程の写し
- (4) 見積書、図面及び立地図
- (5) 選定委員会で承認を受けた通知
- (6) その他市長が必要と認めた書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により受理した申請書等を審査し適當と認めたときは、補助金の交付決定を行い、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

2 前項に基づき補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第9条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定する条件
- (2) その他市長が必要と認める条件

## (市内中小企業者への優先発注)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）による補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に關し、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の受注の機会の増大を図るために、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の交付決定額が1,000,000円を超える場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徵収を行わなければならないこと。  
ただし、市長が契約の性質上これらの方針により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- ア 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
  - イ その他市長が必要と認めるとき。
- (2) その他市長が必要と認める条件

## (交付方法)

第8条 市長は、補助対象事業者の運営資金等の状況により、必要と認められる場合は補助金を概算払で交付することができる。

2 補助金の交付は、予算執行の都合により分割して交付することができるものとする。

## (補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助対象事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、速やかに市長に承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長に承認を受けなければならない。

3 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## (変更、中止又は廃止の承認及び通知)

第10条 補助対象事業者は、前条第1項及び第2項の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る事業内容の変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により受理した申請書を審査し、承認の可否について決定したときは、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る事業内容の変更（中止、廃止）承認決定通知書（第5号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

## (交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法で補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この要綱の規定に従って補助事業を行わなかったとき
- (4) 補助事業の対象となる住居が、川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会設置要綱に

基づく川崎市障害者共同生活援助事業所選定委員会の承認を得なかったとき

- (5) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
- (6) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (7) 第7条又は第14条の規定に違反したとき
- (8) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 第10条の規定に基づき、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき
- (2) 前条の規定に基づき、交付決定が取り消されたとき
- (3) 第15条の規定に基づき、補助金の額を確定した結果、既にその額を超える補助金が交付されているとき

(調査)

第13条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対し、補助事業に係る経理等の状況について調査することができる。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日以内に次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 川崎市障害者グループホーム新築・改修事業等実績報告書（第6号様式）
  - (2) 発注実績報告書（第7号様式）
  - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第8号様式）
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条第1項第1号の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助対象事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第9号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助対象事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書（第9号様式）を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条第1項第1号ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(額の確定及び精算)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し交付条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助対象事業者に通知するとともに、補助金の精算を行うものとする。

(財産の処分)

第16条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並

びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(財産処分に伴う収入等の納付)

第 17 条 市長は、前条の承認を受けて財産処分をすることにより補助対象事業者に収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付させることができる。

(財産の管理)

第 18 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の整備等)

第 19 条 補助対象事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管しておかなければならぬ。

(報告及び監査)

第 20 条 市長は、必要と認めるときには、補助対象事業者に対して、補助事業に係る関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 3 年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表（第4条関係）

補助金種別	補助基準額	補助対象経費	補助額
新築	1建物あたり 1,000万円 ・肢体不自由児者対応 ・日中サービス支援型 ・行動障害等を主とした重度障害者対応	1建物あたり 2,000万円	一般居住用の住宅に比して、バリアフリー化等の特殊な工事に係る工事費・工事請負費及び工事事務費 補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額
改修	1 共同生活住居あたり、600万円（ただし、エレベーター等の設置を行う場合は、200万円を上乗せし、800万円） ・日中サービス支援型 ・行動障害等を主とした重度障害者対応	既存物件（賃貸物件を含む）における工事を伴うバリアフリー化改修及び消防設備の整備のうち、その工事に係る工事費・工事請負費及び工事事務費 既存物件（賃貸物件を含む）における工事を伴う障害特性に応じた改修及び消防設備の整備のうち、その工事に係る工事費・工事請負費及び工事事務費	補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じて得た額と補助基準額を比較して少ない額

(注)

- 1 国庫補助対象となる事業は、当該補助を優先とし、対象とならないものについては予算の範囲内での補助とする。
- 2 新築と改修の併用は不可。
- 3 肢体不自由児者対応とは、入居者に、重度訪問介護対象者の身体の要件（※）に該当する者がいること又は入居の予定が明らかな場合。  
 (※) 障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれにも該当する者
  - ①二肢以上に麻痺等があること
  - ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること
- 4 行動障害等を主とした重度障害者対応とは、次の要件のいずれにも該当する者が、新築・改修後の入居予定者の半数以上いること。
  - ① 障害支援区分が5以上であること。
  - ② 川崎市障害者共同生活援助運営費支弁基準に規定する行動障害加算の支給決定を受け

ている者

- 5 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）は、工事費・工事請負費の 2.6 %が上限額。
- 6 次の費用は補助対象としない。
  - (1) 外構・緑化工事  
(建物以外の土地に固着している門、塀、舗装、駐車場看板、造園植栽、外灯等)
  - (2) 土地の買収又は整地に要する費用
  - (3) 既存建物の買収に要する費用
  - (4) 職員の宿舎に要する費用
  - (5) 備品関係（机、椅子、パソコン、電話、テレビ、消火器、折り畳み式スロープ等）
  - (6) 施設に固着していない設備
  - (7) 不動産登記関係手数料
  - (8) 各種申請手続き費（電力会社、水道局、消防局等）
  - (9) その他施設整備費として適當と認められない費用等（租税公課、借地料等）

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付申請書

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助事業にかかる収支予算書
- (3) 定款及び運営規程の写し
- (4) 見積書、図面及び立地図
- (5) 選定委員会で承認を受けた通知
- (6) その他市長が必要と認めた書類

## 第2号様式

## 事業計画書

事業者名称				事業所名称		
共同生活 住居	名 称				定 員	名
	所在地					
賃貸借期間	年 月 日		～	年 月 日		
家主からの 改修等許可	有・無	エレベーター 設置の有無	有・無	住居 区分	一戸建て・集合住宅・その他	
工事期間	年 月 日		～	年 月 日		
改 修 等 内 容	内 訳			見積額①	見積額②	
	合 計				円	円
改 修 等 を 要 す る 理 由						
(備考)						

第3号様式

川崎市指令健障計第 号  
年 月 日

住所  
法人名  
代表者職氏名 様

川崎市長 印

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金につきましては、次の条件を付けて交付します。

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 1 補助金は、「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱」に基づき適正に使用し、申請目的以外に使用しないでください。
- 2 補助事業に要する経費の配分又は内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合若しくは補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は速やかに市長に承認を受けてください。
- 3 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けてください。
- 4 この補助金に関する実績報告は、補助事業終了後30日以内に行ってください。
- 5 補助事業の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業終了後、5年間保管してください。
- 6 市長は、必要に応じ、補助事業にかかる経理等の状況を調査するとともに、関係書類の提出及び報告を求め、事業内容を監査することができます。
- 7 次のいずれかに該当したときは、すでに交付した補助金の全部または一部を返還していただきます。
  - (1) 第9条の規定に基づき、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたとき
  - (2) 第11条の規定に基づき、交付決定が取り消されたとき
  - (3) 第15条の規定に基づき精算を行った結果、余剰金が生じたとき

- 8 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないでください。また、市長の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を川崎市に納付していただきます。
- 9 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

第4号様式

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る事業内容の  
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に  
係る事業内容について、次のとおり変更（中止、廃止）を行いたいので、承認を受けたく申請しま  
す。

1 変更（中止、廃止）の内容

変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式

川崎市指令健障計第 号  
年 月 日

住所  
法人名  
代表者職氏名 様

川崎市長 印

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る事業内容の変更（中止、廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る事業内容の変更（中止、廃止）承認申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定内容

2 承認条件

第6号様式

年　　月　　日

(宛先) 川崎市長

住所

法人名

代表者職氏名

印

川崎市障害者グループホーム等新築・改修事業等実績報告書

年　　月　　日付で交付決定を受けた川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

1 精算内訳

対象経費実支出額A	円
寄付金その他の収入額B	円
差引額C (A - B)	円
交付決定額D	円
確定額E (CとDのいずれか少ない額)	円
交付済額F	円
精算額G (E - F)	円

2 添付書類

- (1) 補助事業にかかる收支決算書
- (2) 工事完了箇所の写真
- (3) 貸貸契約書
- (4) 領収証
- (5) その他市長が必要と認めた書類

## 発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

企業・団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号で交付決定された事業について、川崎市障害者グループホーム  
 新築・改修事業補助金交付要綱第13条第2項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 発注実績（別添とすることも可）

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。（単位：円）

	契約日	契約種別 (工事、委 託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由  
 がある場合は、入札（見積り）に係る理由書**(注)市内中小企業者の定義**中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に****主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

## 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約
- 

2. 発注先
- 

3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

(1) 市内中小企業者で取扱いがない
(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付要綱第13条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

**(注)市内中小企業者の定義**

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）  
※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るために効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年　月　日

（あ て 先）

○○○○法人○○○○

理事長 様

住 所

商号又は名称

（ふりがな）

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第10号様式

川健障計第 号  
年 月 日

住所  
法人名  
代表者職氏名 様

川崎市長 印

川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のありました川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金に  
係る事業実績について、審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので、通知します。

1 補助金交付済額 A \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付確定額 B \_\_\_\_\_ 円

3 精算額 (B - A) \_\_\_\_\_ 円